

2 特定新事業開拓投資事業 円滑化債務保証制度

ベンチャー
ファンド向け

制度の概要

- 特定新事業開拓投資事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合が、認定計画の実施に必要な資金（運転資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 特定新事業開拓投資事業計画とは、新規ファンドが主に事業拡張期のベンチャー企業に対し、ハンズオンを伴い投資する場合の計画です。



特定新事業開拓投資事業計画の主な認定要件

例えば…

組合の要件

- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であること
- ・ 投資家から組合へ出資される金額の合計（出資約束金額）がおおむね20億円以上であること
- ・ 組合の目標IRRが15%以上であること
- ・ 組合は新事業開拓事業者への投資及び経営支援を行い、これに付帯する事業のみを行うこと ほか

ハンズオン要件

- ・ 組合契約書に、無限責任組合員が投資先企業に経営又は技術の指導を行うこと、必要に応じ取締役意見に意見を述べる旨が明記されていること ほか

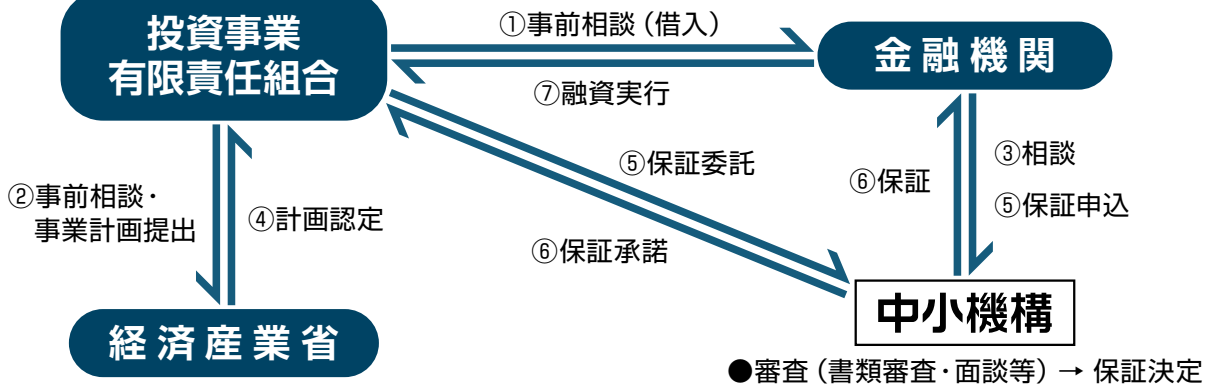
等をはじめ、法令が定める全ての要件を満たす必要があります。

- 中小機構の債務保証の審査は、経済産業省による特定新事業開拓投資事業計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

特定新事業開拓投資事業計画の認定

- 認定を受けた投資事業有限責任組合が中小機構の債務保証を受けられるほか、当該組合に出資を行った企業（国内法人）が税務上の優遇措置を受けられます。
- 企業のベンチャー投資促進税制について、P9を併せてご参照ください。

申込手続



- 投資事業有限責任組合は、取引金融機関とご相談の上、経済産業省へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただけます。
- 保証にあたり、投資事業有限責任組合から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただけます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第19条
対象組合	特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として無限責任組合員の保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。